

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則

現行	改正後
(制定 平成16年9月30日規則第45号) (最終改正 <u>令和7年3月27日規則第56号</u>)	(制定 平成16年9月30日規則第45号) (最終改正 <u>令和7年4月1日規則第8号</u>)
(略)	(略)
(旅客施設に係る改良) 第2条 条例第2条第2項第2号ウに規定する別に定める改良は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 前号に掲げるもののほか、通路、階段、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、改札口、プラットホームその他の乗降場又は移動等円滑化された経路（<u>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準</u>（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第4条第1項に規定する移動等円滑化された経路をいう。以下同じ。）を構成する施設の新設（条例第2条第2項第1号エに掲げる施設の建設に係るものを除く。）、増設又は移設	(旅客施設に係る改良) 第2条 条例第2条第2項第2号ウに規定する別に定める改良は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 前号に掲げるもののほか、通路、階段、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所、改札口、プラットホームその他の乗降場又は移動等円滑化された経路（<u>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u>（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準<u>省令</u>」という。）第4条第1項に規定する移動等円滑化された経路をいう。以下同じ。）を構成する施設の新設（条例第2条第2項第1号エに掲げる施設の建設に係るものを除く。）、増設又は移設
(略)	(略)
(協議を要しない軽微な変更) 第5条 条例第7条第1項後段に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第13条第1項の適用を受ける対象建築物等にあつては、条例別表1の左欄に掲げる区分に変更がない対象建築物等の建築等の計画（以下この号において「計画」という。）の変更であつて、かつ、次のいずれか	(協議を要しない軽微な変更) 第5条 条例第7条第1項後段に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1) 条例第13条第1項の適用を受ける対象建築物等にあつては、条例別表1の左欄に掲げる区分に変更がない対象建築物等の建築等の計画（以下この号において「計画」という。）の変更であつて、かつ、次のいずれか

に該当するもの ア 対象施設（変更後の計画において対象施設となるものを含む。以下この号において同じ。）に係る計画の変更であって、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための機能を充実又は強化させるもの イ、ウ （略） (2) （略）	に該当するもの ア 対象施設（変更後の計画において対象施設となるものを含む。以下この号において同じ。）に係る計画の変更であって、高齢者、障害者等（<u>法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。</u>）が安全かつ円滑に利用するための機能を充実又は強化させるもの イ、ウ （略） (2) （略）
（略）	（略）
（完了検査又は部分検査の申請） 第7条 条例第10条第1項又は第11条第1項の規定による検査の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書により行うものとする。 (1)～(4) （略） (5) <u>工事の完了の予定年月日</u> (6) 、(7) （略）	（完了検査又は部分検査の申請） 第7条 条例第10条第1項又は第11条第1項の規定による検査の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書により行うものとする。 (1)～(4) （略） (5) <u>工事が完了した年月日</u> (6) 、(7) （略）
（略）	（略）
<u>(新設)</u>	<u>（車椅子使用者が駐車場を利用するうえで支障がないとき）</u> <u>第11条 条例別表2 8の項第3号に規定する別に定めるときは、次に掲げるときとする。</u> <u>(1) 不特定多数利用機械式駐車場（不特定多数利用駐車場（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場をいう。以下同じ。）のうち、機械式駐車場であるものをいう。以下同じ。）を設ける場合であって、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられているとき。</u> <u>(2) 不特定多数利用機械式駐車場及び当該不特定多数利用機械式駐車場以外の不特定多数利用駐車場を設ける場合であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するとき。</u> <u>ア 当該不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</u>

	<u>イ 当該不特定多数利用機械式駐車場（アに掲げる基準に適合するものに限る。）に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設（条例別表2 8の項第4号に掲げる基準に適合するものに限る。以下同じ。）の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、条例別表2 8の項第2号ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ同号ア及びイに掲げる数以上であること。</u> <u>(3) 対象建築物等の増築若しくは改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（用途の変更をして対象建築物等のいずれかにすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合であつて、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設けるとき。</u> <u>ア 当該増築等にかかる部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数</u> <u>(7) 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数（当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下同じ。）が200以下の場合 当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）</u> <u>(4) 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に2を加えた数</u> <u>イ 当該増築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1</u>
(略)	(略)
(エレベーターその他の昇降機の設置を要しない場合) <u>第11条</u> (略)	(エレベーターその他の昇降機の設置を要しない場合) <u>第12条</u> (略)
(制限の緩和の認定の申請) <u>第12条</u> 条例第14条又は第36条の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しな	(制限の緩和の認定の申請) <u>第13条</u> 条例第14条又は第36条の規定による認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しな

なければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地） (2) 申請に係る対象建築物等又は特別特定建築物の敷地の地名地番	なければならない。 (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地） (2) 申請に係る対象建築物等又は特別特定建築物（<u>法第2条第19号に規定する特別特定建築物（条例第22条各号に掲げる特定建築物を含む。）をいう。以下同じ。）</u>の敷地の地名地番
（身分証明書） <u>第13条</u> 条例<u>第20条</u>第2項に規定する身分を示す証明書は、第3号様式によるものとする。 2 （略）	（身分証明書） <u>第14条</u> 条例<u>第21条</u>第2項に規定する身分を示す証明書は、第3号様式によるものとする。 2 （略）
（点状ブロック等の敷設を要する階段の踊り場の部分） <u>第14条</u> 条例<u>第24条</u>第2号に規定する別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。（以下略）	（点状ブロック等の敷設を要する階段の踊り場の部分） <u>第15条</u> 条例<u>第25条</u>第2号に規定する別に定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。（以下略）
（客室内において戸の前後に高低差を設けることができる部分） <u>第15条</u> 条例<u>第27条</u>第1項第2号ウ（イ）及び別表2-6の項第2号ウ（イ）に規定する別に定める部分は、便房が浴室等と同じ区画に設けられる場合において、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。 2 条例<u>第27条</u>第1項第3号エ（イ）及び別表2-6の項第3号エ（イ）に規定する別に定める部分は、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。	（客室内において戸の前後に高低差を設けることができる部分） <u>第16条</u> 条例<u>第28条</u>第1項第2号ウ（イ）及び別表2-6の項第2号ウ（イ）に規定する別に定める部分は、便房が浴室等と同じ区画に設けられる場合において、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。 2 条例<u>第28条</u>第1項第3号エ（イ）及び別表2-6の項第3号エ（イ）に規定する別に定める部分は、床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものとする。
（客室内の経路の幅を80センチメートル以上とする部分） <u>第16条</u> 条例<u>第27条</u>第1項第4号ア及び別表2-6の項第4号アに規定する別に定める部分は、車椅子の方向を変更するために必要な空間であって、経路の中心線の交点から当該中心線に沿ってそれぞれ50センチメートルの位置にある点を通る当該中心線の垂線及び壁で囲まれた部分以外の部分とする。	（客室内の経路の幅を80センチメートル以上とする部分） <u>第17条</u> 条例<u>第28条</u>第1項第4号ア及び別表2-6の項第4号アに規定する別に定める部分は、車椅子の方向を変更するために必要な空間であって、経路の中心線の交点から当該中心線に沿ってそれぞれ50センチメートルの位置にある点を通る当該中心線の垂線及び壁で囲まれた部分以外の部分とする。
（点状ブロック等の敷設を要しない敷地内の通路の部分） <u>第17条</u> 条例第30条後段及び別表2-10の項第1号イ（イ）に規定する別に定める部分は、次の各号のいずれかに該当する部分とする。 (1) <u>こう配</u>が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 (2) 高さが16センチメートル以下で、かつ、<u>こう配</u>が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分	（点状ブロック等の敷設を要しない敷地内の通路の部分） <u>第18条</u> 条例第30条後段及び別表2-10の項第1号イ（イ）に規定する別に定める部分は、次の各号のいずれかに該当する部分とする。 (1) <u>勾配</u>が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分 (2) 高さが16センチメートル以下で、かつ、<u>勾配</u>が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分

略	略								
(公表対象建築物等) <u>第 1 8 条</u>	(公表対象建築物等) <u>第 1 9 条</u>								
(特定バリアフリー情報) <u>第 1 9 条</u>	(特定バリアフリー情報) <u>第 2 0 条</u>								
(特定バリアフリー情報の公表の方法) <u>第 2 0 条</u>	(特定バリアフリー情報の公表の方法) <u>第 2 1 条</u>								
(特定バリアフリー情報の公表に係る届出) <u>第 2 1 条</u>	(特定バリアフリー情報の公表に係る届出) <u>第 2 2 条</u>								
(バリアフリーに関する情報の公表に係る届出) <u>第 2 2 条</u>	(バリアフリーに関する情報の公表に係る届出) <u>第 2 3 条</u>								
(届出の概要の公表) <u>第 2 3 条</u>	(届出の概要の公表) <u>第 2 4 条</u>								
<u>(新設)</u>	<u>附 則 (令和 7 年 4 月 1 日規則第 8 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 7 条の改正規定、別表第 2 2 配置図の項の改正規定（「公共交通移動等円滑化基準」を「公共交通移動等円滑化基準省令」に改める部分に限る。）並びに別表第 3 1 3 2 の項の改正規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この規則による改正後の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則別表第 3 1 及び 2 の規定は、この規則の施行の日以後に着手する対象建築物等（京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する対象建築物等をいう。以下同じ。）の建築等（同項第 2 号に規定する建築等をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に着手した対象建築物等の建築等については、なお従前の例による。</u>								
別表第 2（第 4 条及び <u>第 1 2 条</u> 関係） 1 条例第 2 条第 2 項第 1 号エに掲げる施設以外の対象建築物等 <table border="1"> <tr> <td>図書</td><td>明示すべき事項</td></tr> <tr> <td>付近見取図</td><td>(略)</td></tr> </table>	図書	明示すべき事項	付近見取図	(略)	別表第 2（第 4 条及び <u>第 1 3 条</u> 関係） 1 条例第 2 条第 2 項第 1 号エに掲げる施設以外の対象建築物等 <table border="1"> <tr> <td>図書</td><td>明示すべき事項</td></tr> <tr> <td>付近見取図</td><td>(略)</td></tr> </table>	図書	明示すべき事項	付近見取図	(略)
図書	明示すべき事項								
付近見取図	(略)								
図書	明示すべき事項								
付近見取図	(略)								

配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地が接する道等の位置、対象建築物等及びその出入口の位置、令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊り場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、 <u>駐車場の位置</u> 、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、案内設備の位置並びにその他バリアフリーの促進のために設ける設備の位置	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地が接する道等の位置、対象建築物等及びその出入口の位置、令第19条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊り場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、 <u>駐車場に設ける駐車施設の数及び位置</u> 、車椅子使用者用駐車施設の <u>数</u> 、位置及び幅、案内設備の位置並びにその他バリアフリーの促進のために設ける設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、対象建築物等の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊り場を有する場合にあっては、踊り場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊り場を有する場合にあっては、踊り場の位置及び幅を含む。）傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房がある便所、令第14条第1項第2号に規定する便房のある便所、条例別表24の項第8号に規定する便房のある便所、腰掛け便座及び手すりの設けられた便房（車椅子使用者用便房及び同号に規定する便房を除く。）がある便所、 <u>床置き式</u> の小便器その他 <u>これに</u> 類する小便器がある便所並びにこれら以外の便所の位置、条例第26条第2項又は別表25の項第2号の規定に適合する浴室等の位置、車椅子使用者用客室（ <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条</u> 第1項に規定する車椅子使用者用客室をいう。以下同じ。）及び車椅子使用者用客室以外の客室の位置、 <u>駐車場の位置</u> 、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、案内設備、避難設備等、公衆電話等、客席、受付又は呼出しのためのカウンター、現金自動預払機等及びベビーベッド等の位置並びにその他バ	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、対象建築物等の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊り場を有する場合にあっては、踊り場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊り場を有する場合にあっては、踊り場の位置及び幅を含む。）傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房がある便所、令第14条第3項に規定する便房のある便所、条例別表24の項第8号に規定する便房のある便所、腰掛け便座及び手すりの設けられた便房（車椅子使用者用便房及び同号に規定する便房を除く。）がある便所、 <u>床置き式</u> の小便器、 <u>壁掛式</u> の小便器（ <u>受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。</u> ）その他 <u>これらに</u> 類する小便器がある便所並びにこれら以外の便所の位置、条例第27条第2項又は別表25の項第2号の規定に適合する浴室等の位置、車椅子使用者用客室（ <u>令第16条</u> 第1項に規定する車椅子使用者用客室をいう。以下同じ。）及び車椅子使用者用客室以外の客室の位置、 <u>駐車場に設ける駐車施設の数及び位置</u> 、車椅子使用者用駐車施設の <u>数</u> 、位置及び幅、案内設備、避難設備等、公衆電話等、客席、受付又は呼出しのためのカウンター、現金自動預払機等及び

	リアフリーの促進のために設ける設備の位置	
断面図	(略)	
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	(略)
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所及び条例別表 2 4 の項第 8 号に規定する便房のある便所の構造並びに車椅子使用者用便房、令第 14 条 <u>第 1 項第 2 号</u> に規定する便房、条例別表 2 4 の項第 8 号に規定する便房並びに腰掛け便座及び手すりを設けた便房（車椅子使用者用便房及び同号に規定する便房を除く。）の構造
	浴室等	縮尺及び条例 <u>第 26 条</u> 第 2 項又は別表 2 5 の項第 2 号に規定する浴室等の構造
	ホテル又は旅館の客室	(略)
2 条例第 2 条第 2 項第 1 号エに掲げる施設		
図書	明示すべき事項	
付近見取図	(略)	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地が接する道等の位置並びに旅客施設（ <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</u> 第 2 条第 5 号に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び公共用通路（公共交通移動等円滑化基準第 4 条第 1 項に規定する公共用通路をいう。以下同じ。）の出入口、通路、階段及び傾斜路の位置及び幅	
各階平面図	(略)	

	ベビーベッド等の位置並びにその他バリアフリーの促進のために設ける設備の位置	
断面図	(略)	
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	(略)
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所及び条例別表 2 4 の項第 8 号に規定する便房のある便所の構造並びに車椅子使用者用便房、令第 14 条 <u>第 3 項</u> に規定する便房、条例別表 2 4 の項第 8 号に規定する便房並びに腰掛け便座及び手すりを設けた便房（車椅子使用者用便房及び同号に規定する便房を除く。）の構造
	浴室等	縮尺及び条例 <u>第 27 条</u> 第 2 項又は別表 2 5 の項第 2 号に規定する浴室等の構造
	ホテル又は旅館の客室	(略)
	<u>駐車場</u>	<u>不特定多数利用機械式駐車場の出入口の部分に設けられる車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所の構造</u>
2 条例第 2 条第 2 項第 1 号エに掲げる施設		
図書	明示すべき事項	
付近見取図	(略)	
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地が接する道等の位置並びに旅客施設（ <u>法</u> 第 2 条第 5 号に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び公共用通路（公共交通移動等円滑化基準 <u>省令</u> 第 4 条第 1 項に規定する公共用通路をいう。以下同じ。）の出入口、通路、階段及び傾斜路の位置及び幅	
各階平面図	(略)	

別表第3（第10条関係） 1			
区分		基準	
略			
4	劇場、観覧場、映画館 又は演芸場	略	略
		略	略
		用途面積が1,000平方メートル以上のもの	(1) 建築をする場合にあつては、2の表1の項から3の項まで、4の項（第3号を除く。）、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、9の項から11の項まで、12の項（第1号を除く。）、13の項及び15の項（第1号を除く。）に掲げる基準 (2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、2の表1の項から4の項まで、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、 <u>9の項から13の項まで</u> 及び15の項に掲げる基準
5	集会場又は公会堂	略	略
		略	略
		用途面積が1,000平方メートル以上のもの	(1) 建築をする場合にあつては、2の表1の項から3の項まで、4の項（第3号を除く。）、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、9の項から11の項まで、12の項（第1号を除く。）、13の項及び15の項（第1号を除く。）に掲げる基準

別表第3（第10条関係） 1			
区分		基準	
略			
4	劇場、観覧場、映画館 又は演芸場	略	略
		略	略
		用途面積が1,000平方メートル以上のもの	(1) 建築をする場合にあつては、2の表1の項から3の項まで、4の項（第3号を除く。）、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、9の項から11の項まで、12の項（第1号 <u>及び第2号ア</u> を除く。）、13の項及び15の項（第1号を除く。）に掲げる基準 (2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、2の表1の項から4の項まで、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、 <u>9の項から11の項まで、12の項（第1号及び第2号アを除く。）、13の項</u> 及び15の項に掲げる基準
5	集会場又は公会堂	略	略
		略	略
		用途面積が1,000平方メートル以上のもの	(1) 建築をする場合にあつては、2の表1の項から3の項まで、4の項（第3号を除く。）、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、9の項から11の項まで、12の項（第1号 <u>及び第2号ア</u> を除く。）、13の項及び15の項（第1号を除く。）に掲げる基準

			(2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては、2の表1の項から4の項まで、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、 <u>9の項から13の項まで</u> 及び15の項に掲げる基準
略			
15	老人ホーム、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	略	略
		略	略
		略	略
16	老人ホーム、保育所、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの（15の項に掲げるものを除く。）	略	略
		略	略

			く。）に掲げる基準 (2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては、2の表1の項から4の項まで、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、 <u>9の項から11の項まで、12の項（第1号及び第2号アを除く。）</u> 、 <u>13の項</u> 及び15の項に掲げる基準
略			
15	老人ホーム、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	略	略
		略	略
		略	略
16	老人ホーム、保育所、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの（15の項に掲げるものを除く。）	略	略
		略	略

	く。)						
略				略			
20	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	略	略	20	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	略	略
		用途面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2の表1の項、2の項、4の項（第2号から第5号までを除く。）、5の項（第2号に限る。）、7の項、8の項（第5号を除く。）、9の項（第1号に限る。）、 <u>10の項及び12の項</u> に掲げる基準			用途面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2の表1の項、2の項、4の項（第2号から第5号までを除く。）、5の項（第2号に限る。）、7の項、8の項（第5号を除く。）、9の項（第1号に限る。）、 <u>及び10の項</u> に掲げる基準
		用途面積が2,000平方メートル以上のもの（体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの及びボーリング場を除く。）	(1) 建築をする場合にあつては、2の表1の項、2の項、4の項（第3号を除く。）、5の項（第2号イ及びウに限る。）、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、9の項（第1号に限る。）、 <u>10の項、12の項（第1号を除く。）及び15の項</u> （第1号を除く。）に掲げる基準 (2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、2の表1の項、2の項、4の項、5の項（第2号イ及びウに限る。）、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、9の項（第1号に限る。）、 <u>10の項、12の項及び15の項</u> に掲げる基準			用途面積が2,000平方メートル以上のもの（体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの及びボーリング場を除く。）	(1) 建築をする場合にあつては、2の表1の項、2の項、4の項（第3号を除く。）、5の項（第2号イ及びウに限る。）、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、9の項（第1号に限る。）、 <u>10の項及び15の項</u> （第1号を除く。）に掲げる基準 (2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、2の表1の項、2の項、4の項、5の項（第2号イ及びウに限る。）、7の項、8の項（第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。）、9の項（第1号に限る。）、 <u>10の項及び15の項</u> に掲げる基準
		用途面積が2,000平方メートル以	(1) 建築をする場合にあつては、2の表1の項、2の項、4の項（第3号を除く。）、5の項（第2号イ及びウに限る。）、7の			用途面積が2,000平方メートル以	(1) 建築をする場合にあつては、2の表1の項、2の項、4の項（第3号を除く。）、5の項（第2号イ及びウに限る。）、7の

		上 の も の (体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの及びボーリング場に限る。)	項、8の項(第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。)、9の項から <u>11の項まで、12の項(第1号を除く。)</u> 、13の項及び15の項(第1号を除く。)に掲げる基準 (2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、2の表1の項、2の項、4の項、5の項(第2号イ及びウに限る。)、7の項、8の項(第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。)、 <u>9の項から13の項まで</u> 及び15の項に掲げる基準			上 の も の (体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの及びボーリング場に限る。)	項、8の項(第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。)、9の項から <u>11の項まで、13の項</u> 及び15の項(第1号を除く。)に掲げる基準 (2) 大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、2の表1の項、2の項、4の項、5の項(第2号イ及びウに限る。)、7の項、8の項(第1号イ、第2号ア及び第3号アを除く。)、 <u>9の項から11の項まで、13の項</u> 及び15の項に掲げる基準
32	条例第2条第2項第1号エに掲げる施設	(1) (略) (2) 改良(大規模な改良を除く。)をする場合にあつては、公共交通移動等円滑化基準第2章第2節から第5節まで(第17条及び第18条を除く。)に規定する基準及び3の表に掲げる基準		32	条例第2条第2項第1号エに掲げる施設	(1) (略) (2) 改良(大規模な改良を除く。)をする場合にあつては、公共交通移動等円滑化基準 <u>省令</u> 第2章第2節から第5節まで(第17条及び第18条を除く。)に規定する基準及び3の表に掲げる基準	
略				略			

2			2		
施設		基準	施設		基準
略			略		
4	便所	(6) 第1号の便所で男子用小便器があるものを設ける場合には、当該便所を設ける階ごとに、当該便所のうち1以上に、 <u>床置き式</u> の小便器その他これに類する小便器で手すりを設けたものを1以上設けること。	4	便所	(6) 第1号の便所で男子用小便器があるものを設ける場合には、当該便所を設ける階ごとに、当該便所のうち1以上に、 <u>床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）</u> その他 <u>これらに</u> 類する小便器で手すりを設けたものを1以上設けること。
略			略		
8	道等から利用 居室等までの 経路等を構成 する施設	条例別表2 9の項第1号に掲げる経路のうちそれぞれ1以上は、次に掲げるものであること。 (1) 当該経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 条例別表2 9の項第2号イに規定する主要な出入口（以下「主要な出入口」という。）の幅は、90センチメートル以上とすること。 ウ 主要な出入口の前後に、奥行きが150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 エ 主要な出入口の外側には、ひさしを設けること。 (2) 当該経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。 イ 廊下等の曲がり角にすみ切りを設けること。 ウ 両側に手すりを設けること。 (3) 当該経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる	8	道等から利用 居室等までの 経路等を構成 する施設	<u>令第19条第1項各号に掲げる経路及び</u>条例別表2 9の項第1号に掲げる経路のうちそれぞれ1以上は、次に掲げるものであること。 (1) 当該経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 条例別表2 9の項第2号イに規定する主要な出入口（以下「主要な出入口」という。）の幅は、90センチメートル以上とすること。 ウ 主要な出入口の前後に、奥行きが150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。 エ 主要な出入口の外側には、ひさしを設けること。 (2) 当該経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。 イ 廊下等の曲がり角にすみ切りを設けること。 ウ 両側に手すりを設けること。 (3) 当該経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる

		ものであること。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては、150センチメートル以上とすること。 イ <u>こう配</u>は、15分の1を超えないこと。 ウ 長さ6メートル以内ごとに踏み幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (4) 当該経路を構成するエレベーター（条例別表29の項第7号に規定するものを除く。）は、次に掲げるものであること。 ア 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること等により、籠の外から籠内を見ることができること。 イ 籠内の左右両側に制御装置を設けること。 (5) 用途面積が10,000平方メートル以上の対象建築物等の当該経路を構成するエレベーターその他の昇降機は、同じ経路を構成するものを2機以上設けること。 (6) 当該経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。 イ 傾斜路は、第3号イ及びウの規定によること。 ウ 道等と接続する部分は、道等との間に段が生じないようにすること。 エ 通路上に排水溝を設ける場合には、車椅子の通行に支障がない構造のふたを設けること。 オ 歩行者用の通路と車路とを区分すること。			ものであること。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては、150センチメートル以上とすること。 イ <u>勾配</u>は、15分の1を超えないこと。 ウ 長さ6メートル以内ごとに踏み幅が150センチメートル以上の踊り場を設けること。 (4) 当該経路を構成するエレベーター（条例別表29の項第7号に規定するものを除く。）は、次に掲げるものであること。 ア 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること等により、籠の外から籠内を見ることができること。 イ 籠内の左右両側に制御装置を設けること。 (5) 用途面積が10,000平方メートル以上の対象建築物等の当該経路を構成するエレベーターその他の昇降機は、同じ経路を構成するものを2機以上設けること。 (6) 当該経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、180センチメートル以上とすること。 イ 傾斜路は、第3号イ及びウの規定によること。 ウ 道等と接続する部分は、道等との間に段が生じないようにすること。 エ 通路上に排水溝を設ける場合には、車椅子の通行に支障がない構造のふたを設けること。 オ 歩行者用の通路と車路とを区分すること。
略			略		
12	客席	(1) <u>客席</u> を100席以上設ける場合には、条例別表2 11の項第2号に定める構造の車椅子使用者が利用することができる区画を2以上設けること。	12	客席	(1) <u>座席</u> を100席以上設ける場合には、条例別表2 11の項第2号に定める構造の車椅子使用者が利用することができる区画を2以上設けること。

	(2) 車椅子使用者が利用することができる区画は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。 <u>ウ 当該客席のある居室の出入口に通じる通路のうち1以上は、幅を130センチメートル以上とすること。</u> (3) 磁気ループその他の聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。	
略		
備考		
1	<u>増築若しくは改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（用途の変更をして対象建築物等のいずれかにすることを含む。以下「増築等」という。）に係る対象建築物等（条例第2条第2項第1号エに掲げるものを除く。）については、</u>この表は、次に掲げる当該対象建築物等の部分に限り、適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 道等から(1)の部分にある利用居室等までの<u>1以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (4) (1)の部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等。(6)において同じ。）から車椅子使用者用便所（(3)の便所に設けられるものに限る。）までの<u>1以上の経路</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 (6) 車椅子使用者用駐車施設（(5)の駐車場に設けられるものに限る。）から(1)の部分にある利用居室等までの<u>1以上の経路</u>を構成する出入口、廊	
	(2) 車椅子使用者が利用することができる区画は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、90センチメートル以上とすること。 イ 奥行きは、150センチメートル以上とすること。 <u>(削除)</u> (3) 磁気ループその他の聴覚障害者用の集団補聴装置を設けること。	
略		
備考		
1	<u>対象建築物等（条例第2条第2項第1号エに掲げるものを除く。）の増築等をする場合には、この表は、次に掲げる当該対象建築物等の部分（(2)、(4)又は(6)の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限り、適用する。</u> (1) 当該増築等に係る部分 (2) 道等から(1)の部分にある利用居室等までの<u>経路（当該利用居室等が令第15条に規定する劇場等の客席である場合にあっては車椅子使用者用経路（令第19条第1項第1号に規定する車椅子使用者用経路をいう。以下同じ。）を含み、条例別表2 11の項に規定する劇場等の客席である場合にあっては条例対象車椅子使用者用経路を含む。）</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (4) (1)の部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等。(6)において同じ。）から車椅子使用者用便所（(3)の便所に設けられるものに限る。）までの<u>経路（当該利用居室等が令第15条に規定する劇場等の客席である場合にあっては車椅子使用者用経路を含み、条例別表2 11の項に規定する劇場等の客席である場合にあっては条例対象車椅子使用者用経路を含む。）</u>を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場	

下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 2 1の表1の項（公立小学校等に限る。）、2の項、6の項、8の項、12の項から14の項まで、16の項、20の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる対象建築物等（体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの、ボーリング場及び飲食店を除く。）の建築等に係るこの表の適用については、同表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。	(6) 車椅子利用者用駐車施設（(5)の駐車場に設けられるものに限る。）から(1)の部分にある利用居室等までの経路（<u>当該利用居室等が令第15条に規定する劇場等の客席である場合にあっては車椅子利用者用経路を含み、条例別表2 11の項に規定する劇場等の客席である場合にあっては条例対象車椅子利用者用経路を含む。</u>）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 2 1の表1の項（公立小学校等に限る。）、2の項、6の項、8の項、12の項から14の項まで、16の項、20の項、25の項、29の項及び30の項に掲げる対象建築物等（体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの、ボーリング場及び飲食店を除く。）の建築等に係るこの表の適用については、同表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。
---	--

3			3		
施設		基準	施設		基準
略			略		
6	移動等円滑化された経路を構成する施設	(1) (略) (2) エレベーターであって、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものを設ける場合には、 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第18条</u> 第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造とすること。 (3) (略)	6	移動等円滑化された経路を構成する施設	(1) (略) (2) エレベーターであって、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものを設ける場合には、 <u>令第19条</u> 第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造とすること。 (3) (略)
略			略		
(略)			(略)		
別表第4 (<u>第19条</u> 関係)			別表第4 (<u>第20条</u> 関係)		
施設		基準	施設		基準
1	便所	車椅子使用者用便房、令第14条 <u>第1項第2号</u> に規定する便房及び条例別表2 4の項第8号に規定する便房の有無	1	便所	車椅子使用者用便房、令第14条 <u>第3項</u> に規定する便房及び条例別表2 4の項第8号に規定する便房の有無
2	浴室等	条例 <u>第26条</u> 第2項又は別表2 5の項第2号に規定する浴室等の有無	2	浴室等	条例 <u>第27条</u> 第2項又は別表2 5の項第2号に規定する浴室等の有無
3	ホテル又は旅館の客室	車椅子使用者用客室及び条例 <u>第27条</u> 第1項又は別表2 6の項に規定する客室の有無	3	ホテル又は旅館の客室	車椅子使用者用客室及び条例 <u>第28条</u> 第1項又は別表2 6の項に規定する客室の有無
略			略		
(略)			(略)		

第3号様式(第13条関係)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第20条第1項の規定により立入調査、立入検査又は質問を行う職員であることを証明します。

年 月 日

京都市長



第3号様式(第14条関係)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

上記の者は、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第21条第1項の規定により立入調査、立入検査又は質問を行う職員であることを証明します。

年 月 日

京都市長

